

藤沢市保育士・幼稚園教諭等処遇改善臨時特例事業補助金交付要綱

制定 令和4年3月2日

(趣旨)

第1条 この要綱は、新型コロナウイルス感染症への対応と少子高齢化への対応が重なる最前線において働く、幼稚園、保育所、認定こども園及び地域型保育事業における保育士、幼稚園教諭及びその他職員等の賃金改善を実施する事業者に対し、予算の範囲内において補助金を交付することについて、藤沢市補助金交付規則（昭和35年藤沢市規則第11号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1)「保育所」は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号（以下「法」という。））第7条第4項に規定する保育所をいう。
- (2)「認定こども園」は、法第7条第4項に規定する認定こども園をいう。
- (3)「幼稚園」は、法第7条第4項に規定する幼稚園をいう。
- (4)「地域型保育事業」は、法第7条第5項に規定する地域型保育事業をいう。
- (5)「保育所等」は、第1号から第3号までに掲げる施設及び前号に掲げる地域型保育事業を実施する施設をいう。
- (6)「事業者」は、前号に掲げる保育所等の設置者をいう。
- (7)「賃金改善」は、本事業の実施により、職員について、雇用形態、職種、勤続年数、職責等が事業実施年度と同等の条件の下で、本事業実施前に適用されていた算定方法に基づく賃金水準を超えて、賃金を引き上げることをいう。

(賃金改善の対象者)

第3条 本事業の賃金改善の対象となる者は、保育所等に勤務する職員（非常勤職員を含み、法人役員を兼務する施設長を除く。）とする。ただし、延長保育や預かり保育等、通常の教育・保育以外の事業のみに従事している職員は対象としない。

(補助対象事業費)

第4条 この要綱に定める補助金の対象となる事業費は、次の各号に定める経費とする。

- (1) 令和4年2月から同年9月までの間、保育所等の職員に対して3%程度の賃金改善を行うために必要な経費（以下「賃金改善部分」という。）。
- (2) 令和3年人事院勧告に伴う国家公務員給与の改定内容が令和4年度の公定価格に反映された場合に、それにより見込まれる公定価格の減額分に対応するための経費（以下「国家公務員給与改定対応部分」という。）。

(事業の実施要件)

第5条 本事業の実施要件は、次の各号のとおりとする。

- (1) 原則として、令和4年2月から職員に対する賃金改善を実施すること。
- (2) 本事業による賃金改善（国家公務員給与改定対応部分への対応を含む。以下、第3号及び第6号において同じ。）に係る計画書を作成し、計画の具体的な内容を職員に周知すること。
- (3) 本事業による補助金の全額を保育所等の職員の賃金改善及び当該賃金改善に伴い増加する法定福利費等の事業主負担分に充てること。また、法定福利費等の事業主負担分については、次の算式により算定した金額を標準とすること。

<算式>

令和2年度における法定福利費等の事業主負担分の総額÷令和2年度における賃金の総額×賃金改善額

- (4) 本事業による賃金改善が賃上げ効果の継続に資するよう、最低でも賃金改善の合計額の3分の2以上は、基本給又は決まって毎月支払われる手当の引上げにより改善を図ること。ただし、給与規程の改定に時間を要するなど、やむを得ない場合には、令和4年2月分及び3月分についてはこの限りでない。
- (5) 本事業により改善を行う賃金項目以外の賃金項目（業績等に応じて変動するものを除く。）の水準を低下させていないこと。
- (6) 令和4年10月以降においても、本事業により講じた賃金改善の水準を維持すること。
- (7) 令和4年度の賃金に関する規程について、令和3年人事院勧告を受けた国家公務員給与の改定に伴う公定価格の引下げにかかわらず、当該引下げに係る分を賃金水準に反映していないこと。

（事業の実施手続き）

第6条 本事業による賃金改善を実施し、補助金の交付を受けようとする事業者は、市長が定める期日までに、補助金交付申請書（第1号様式）に次の各号に掲げる書類を添えて、市長へ提出しなければならない。ただし、第3号の書類については、本事業による補助金（賃金改善部分に限る。）を同一の事業者が運営する他の保育所等の賃金改善に充てる場合に限り、提出するものとする。

- (1) 賃金改善計画書（別紙様式1）
- (2) 賃金改善内訳（職員別内訳）（別紙様式1別添1）
- (3) 同一事業者における拠出見込額・受入見込額一覧表（別紙様式1別添2）
- (4) その他、市長が必要と認める書類

2 前項に定める補助金交付申請書等の書類を提出し、第7条の規定に基づき、補助金を交付する旨の決定を受けた事業者（以下「交付決定事業者」という。）は、事業完了後、市長が定める期日までに、事業完了届（第2号様式）に次の各号に掲げる書類を添えて、市長へ提出しなければならない。ただし、第3号

の書類については、本事業による補助金（賃金改善部分に限る。）を同一の事業者が運営する他の保育所等の賃金改善に充てた場合に限り、提出するものとする。

- (1) 賃金改善実績報告書（別紙様式2）
- (2) 賃金改善内訳（職員別内訳）（別紙様式2別添1）
- (3) 同一事業者における拠出実績額・受入実績額一覧表（別紙様式2別添2）
- (4) 賃金規程や賃金台帳等、改善前後の賃金水準が確認できる書類
- (5) その他、市長が必要と認める書類
（補助金の交付決定）

第7条 市長は、前条第1項の規定により、事業者から補助金交付申請書等の提出を受けたときは、その内容を審査し、補助金交付の適否を決定したうえで、補助金交付決定通知書（第3号様式）により当該事業者へ通知するものとする。
（補助金額の算定）

第8条 補助金額の算定は、保育所等ごとに賃金改善部分及び国家公務員給与改定対応部分のそれぞれについて、別表に定める年齢区分別の補助基準額を基に、次の算式により行うものとする。

<算式>

補助基準額（月額）×令和3年度年齢別平均利用児童数（見込み）×事業実施月数

- 2 前項に定める算式中、「令和3年度年齢別平均利用児童数（見込み）」については、令和3年度における各月初日の利用児童数（広域利用の児童数を含み、令和3年12月までは実績値、令和4年1月以降は推計値とし、推計値の算出にあたっては、過去の実績等を勘案し、実態に沿ったものとする。）の総数を12で除して得た数とする。
- 3 第1項に定める算式中、「事業実施月数」については、令和4年2月からの賃金改善部分、令和4年4月からの国家公務員給与改定対応部分ごとの実施月数によるものとする。

（賃金改善計画等の変更）

第9条 交付決定事業者は、当該交付決定を受けた賃金改善計画及びその他の申請事項に変更が生じたときは、第6条第1項に定める補助金交付申請に係る提出書類に当該変更事項を明記し、市長へ提出しなければならない。

- 2 市長は、前項に定める賃金改善計画等の変更に係る申請書等の提出を受けたときは、その内容を審査し、当該変更承認の適否を決定したうえで、申請事業者へ通知するものとする。

（補助金の請求及び交付）

第10条 交付決定事業者（前条第2項に定める変更承認を受けた事業者を含む。）は、市長からの通知に従い、補助金の交付に係る請求書を市長へ提出するものとする。

2 市長は、前項に規定する請求書の提出を受けたときは、適正な請求であることを確認したうえで、補助金を交付する。

(補助金の返還)

第11条 市長は、第6条第2項に定める事業完了届等の書類により、保育所等において実施された賃金改善の内容が第5条各号の要件を満たさないことが確認された場合には、特段の理由がある場合を除き、補助金の交付を受けた事業者に対し、期限を定め、補助金の全部又は一部について返還を命じるものとする。

(立入調査等)

第12条 市長は、補助金に係る適正な予算執行を期するため、必要があると認めるときは、補助金の交付を受けた事業者に対して報告を求め、または対象となる保育所等の関係者に質問し、若しくは事務所等に立ち入り、帳簿書類その他の物件を調査することができる。

(書類の整備保管)

第13条 補助金の交付を受けた事業者は、補助金の交付に係る証拠書類を整備し、補助金の交付後5年間保管しておかなければならない。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか、この補助金の交付に関して必要な事項は、市長が別に定める。

附 則 (令和4年3月2日制定)

(施行期日)

この要綱は、令和4年3月2日から施行する。

別表

補助基準額(12/100地域)

幼稚園

(単位:円)

定員区分	年齢区分	賃金改善部分	国家公務員給与改定対応部分
～15人	4歳以上児	4,460	1,250
	3歳児	4,840	1,370
	満3歳児	5,530	1,630
16人～25人	4歳以上児	2,700	720
	3歳児	3,080	950
	満3歳児	3,770	1,220
26人～35人	4歳以上児	1,940	560
	3歳児	2,330	550
	満3歳児	3,010	810
36人～45人	4歳以上児	1,760	640
	3歳児	2,140	640
	満3歳児	2,830	900
46人～60人	4歳以上児	1,690	430
	3歳児	2,070	660
	満3歳児	2,760	920
61人～75人	4歳以上児	1,440	570
	3歳児	1,820	680
	満3歳児	2,510	940
76人～90人	4歳以上児	1,270	530
	3歳児	1,650	640
	満3歳児	2,340	900
91人～105人	4歳以上児	1,180	290
	3歳児	1,560	520
	満3歳児	2,250	790
106人～120人	4歳以上児	1,080	270
	3歳児	1,460	500
	満3歳児	2,150	770
121人～135人	4歳以上児	1,020	270
	3歳児	1,400	380
	満3歳児	2,090	640
136人～150人	4歳以上児	960	570
	3歳児	1,340	560
	満3歳児	2,030	830
151人～180人	4歳以上児	870	220
	3歳児	1,260	330
	満3歳児	1,940	600
181人～210人	4歳以上児	810	330
	3歳児	1,200	320
	満3歳児	1,880	580
211人～240人	4歳以上児	770	200
	3歳児	1,150	320
	満3歳児	1,840	580
241人～270人	4歳以上児	730	210
	3歳児	1,120	320
	満3歳児	1,800	590
271人～300人	4歳以上児	710	180
	3歳児	1,090	290
	満3歳児	1,780	550
301人～	4歳以上児	640	280
	3歳児	1,030	270
	満3歳児	1,720	540

保育所

(単位:円)

定員区分	年齢区分	賃金改善部分	国家公務員給与 改定対応部分
21人～30人	4歳以上児	2,980	720
	3歳児	3,410	820
	1、2歳児	4,800	1,100
	乳児	7,080	1,800
31人～40人	4歳以上児	2,300	610
	3歳児	2,730	710
	1、2歳児	4,130	1,090
	乳児	6,410	1,790
41人～50人	4歳以上児	2,200	480
	3歳児	2,630	570
	1、2歳児	4,020	1,060
	乳児	6,300	1,760
51人～60人	4歳以上児	1,910	420
	3歳児	2,340	520
	1、2歳児	3,730	1,010
	乳児	6,010	1,730
61人～70人	4歳以上児	1,700	490
	3歳児	2,130	580
	1、2歳児	3,520	830
	乳児	5,800	1,530
71人～80人	4歳以上児	1,540	340
	3歳児	1,970	430
	1、2歳児	3,370	920
	乳児	5,650	1,610
81人～90人	4歳以上児	1,420	320
	3歳児	1,850	420
	1、2歳児	3,250	770
	乳児	5,530	1,470
91人～100人	4歳以上児	1,290	260
	3歳児	1,720	350
	1、2歳児	3,110	830
	乳児	5,390	1,530
101人～110人	4歳以上児	1,210	250
	3歳児	1,640	340
	1、2歳児	3,040	710
	乳児	5,320	1,400
111人～120人	4歳以上児	1,150	240
	3歳児	1,580	330
	1、2歳児	2,970	700
	乳児	5,250	1,390
121人～130人	4歳以上児	1,100	320
	3歳児	1,530	410
	1、2歳児	2,920	680
	乳児	5,200	1,380
131人～140人	4歳以上児	1,050	320
	3歳児	1,480	410
	1、2歳児	2,870	680
	乳児	5,150	1,380
141人～150人	4歳以上児	1,010	320
	3歳児	1,440	410
	1、2歳児	2,830	690
	乳児	5,110	1,390
151人～160人	4歳以上児	1,060	310
	3歳児	1,490	400
	1、2歳児	2,880	660
	乳児	5,160	1,350
161人～170人	4歳以上児	1,020	200
	3歳児	1,450	290
	1、2歳児	2,850	660
	乳児	5,130	1,370
171人～	4歳以上児	990	190
	3歳児	1,420	280
	1、2歳児	2,810	660
	乳児	5,090	1,360

認定こども園(教育利用)

(単位:円)

定員区分	年齢区分	賃金改善部分	国家公務員給与 改定対応部分
～15人	4歳以上児	4,280	910
	3歳児	4,660	1,140
	満3歳児	5,260	1,370
16人～25人	4歳以上児	2,580	590
	3歳児	2,960	820
	満3歳児	3,560	1,050
26人～35人	4歳以上児	1,910	390
	3歳児	2,290	500
	満3歳児	2,890	730
36人～45人	4歳以上児	1,520	440
	3歳児	1,900	670
	満3歳児	2,510	900
46人～60人	4歳以上児	1,240	300
	3歳児	1,620	530
	満3歳児	2,230	760
61人～75人	4歳以上児	1,090	360
	3歳児	1,460	470
	満3歳児	2,070	700
76人～90人	4歳以上児	980	520
	3歳児	1,360	630
	満3歳児	1,960	860
91人～105人	4歳以上児	1,030	230
	3歳児	1,410	340
	満3歳児	2,010	570
106人～120人	4歳以上児	960	220
	3歳児	1,340	340
	満3歳児	1,940	570
121人～135人	4歳以上児	920	210
	3歳児	1,300	450
	満3歳児	1,900	680
136人～150人	4歳以上児	870	290
	3歳児	1,250	410
	満3歳児	1,860	640
151人～180人	4歳以上児	800	310
	3歳児	1,180	310
	満3歳児	1,790	540
181人～210人	4歳以上児	750	170
	3歳児	1,130	280
	満3歳児	1,740	510
211人～240人	4歳以上児	720	170
	3歳児	1,100	280
	満3歳児	1,700	510
241人～270人	4歳以上児	680	170
	3歳児	1,060	400
	満3歳児	1,670	630
271人～300人	4歳以上児	660	150
	3歳児	1,040	270
	満3歳児	1,640	500
301人～	4歳以上児	640	260
	3歳児	1,020	250
	満3歳児	1,620	480

認定こども園(保育利用)

(単位:円)

定員区分	年齢区分	賃金改善部分	国家公務員給与 改定対応部分
～10人	4歳以上児	6,760	1,970
	3歳児	7,180	2,060
	1、2歳児	8,580	2,260
	乳児	10,860	2,960
11人～20人	4歳以上児	4,020	1,070
	3歳児	4,440	1,160
	1、2歳児	5,840	1,470
	乳児	8,120	2,170
21人～30人	4歳以上児	2,830	700
	3歳児	3,250	790
	1、2歳児	4,650	1,200
	乳児	6,930	1,900
31人～40人	4歳以上児	2,190	580
	3歳児	2,610	670
	1、2歳児	4,010	980
	乳児	6,290	1,680
41人～50人	4歳以上児	2,080	630
	3歳児	2,500	730
	1、2歳児	3,900	940
	乳児	6,180	1,640

地域型保育事業(小規模保育事業A型)

(単位:円)

定員区分	年齢区分	賃金改善部分	国家公務員給与 改定対応部分
6人～12人	1、2歳児	6,850	1,360
	乳児	9,110	2,030
13人～19人	1、2歳児	5,170	1,100
	乳児	7,430	1,780

地域型保育事業(家庭的保育事業)

(単位:円)

賃金改善部分	国家公務員給与 改定対応部分
9,960	1,040

藤沢市保育士・幼稚園教諭等処遇改善臨時特例事業補助金交付申請書

年 月 日

藤 沢 市 長

所 在 地

申請者 法人名(設置者が個人の場合には施設名)

代表者の職名
及び氏名

標記補助金の交付を受けたく、藤沢市保育士・幼稚園教諭等処遇改善臨時特例事業補助金交付要綱第6条第1項の規定に基づき、次のとおり申請します。

1 対象事業名	令和 年度藤沢市保育士・幼稚園教諭等処遇改善臨時特例事業補助金		
2 施行場所	施設の名称		
	所在地		
3 補助金申請額	円		
	＜クラス年齢別内訳＞		
	区 分	補助基準額 × 令和3年度平均利用児童数 × 実施月数 = 補助金額	
	4歳以上児	賃金改善分	円 × 人 × 月 = 円
		国家公務員給与改定対応分	円 × 人 × 月 = 円
	3歳児	賃金改善分	円 × 人 × 月 = 円
		国家公務員給与改定対応分	円 × 人 × 月 = 円
	1、2歳児	賃金改善分	円 × 人 × 月 = 円
		国家公務員給与改定対応分	円 × 人 × 月 = 円
乳児	賃金改善分	円 × 人 × 月 = 円	
	国家公務員給与改定対応分	円 × 人 × 月 = 円	
4 事業対象期間	年 月 日 ~ 年 月 日		
5 添付書類	<input type="checkbox"/> 保育士・幼稚園教諭等処遇改善臨時特例事業賃金改善計画書（別紙様式1） <input type="checkbox"/> 保育士・幼稚園教諭等処遇改善臨時特例事業賃金改善内訳（職員別内訳）（別紙様式1別添1） <input type="checkbox"/> 同一事業者における拠出見込額・受入見込額一覧表（別紙様式1別添2） <input type="checkbox"/>		

保育士・幼稚園教諭等処遇改善臨時特例事業賃金改善計画書

令和4年 月 日

市 町 村 名	
施設・事業所名	
施設・事業所類型	
施設・事業所番号	

1. 補助額

① 事業実施期間	令和4年 月 ~ 令和4年 月
令和3年度	
② 補助見込額(賃金改善部分)	
③ 同一事業者内における拠出見込額・受入見込額	
④ 調整後補助見込額(賃金改善部分)(②+③)	0円
令和4年度	
⑤ 補助見込額(賃金改善部分)	
⑥ 同一事業者内における拠出見込額・受入見込額	
⑦ 調整後補助見込額(賃金改善部分)(⑤+⑥)	0円
⑧ 補助見込額(国家公務員給与改定対応部分)	
⑨ 調整後補助見込額合計(賃金改善部分)(④+⑦)	0円
⑩ 補助見込額合計(②+⑤+⑧)	0円

※ ②・⑤・⑧欄については、補助基準額、年齢別平均利用児童数(見込)及び事業実施月数により算定された金額を記入すること。

※ ③・⑥欄については、同一設置者・事業者が運営する他の施設・事業所から本事業の補助額の一部を受け入れた場合には当該金額を正の値で、他の施設・事業所へ拠出した場合は当該金額を負の値で記入すること。

2. 賃金改善額

令和3年度	
① 賃金改善見込額	0円
② 賃金改善に伴い増加する法定福利費等の事業主負担分	0円
令和4年度	
③ 賃金改善見込額	0円
④ 基本給及び決まって毎月支払う手当	0円
⑤ 基本給及び決まって毎月支払う手当の割合	(0.0%)
⑥ 賃金改善に伴い増加する法定福利費等の事業主負担分	0円
⑦ 賃金改善額合計((①+②)+(③+⑥))	0円
⑧ 本事業による賃金改善に係る計画の具体的内容を職員に周知している	
⑨ 令和4年度の賃金に関する規程について、令和3年人事院勧告を受けた国家公務員給与の改定に伴う公定価格の引下げに関わらず、当該引下げに係る分を賃金水準に反映していないこと。	
⑩ 令和4年10月以降における本事業により講じた賃金改善の水準維持	

上記の内容について、全ての職員に対し周知をした上で、提出していることを証明いたします。

令和4年 月 日

事業者名
代表者名

施設・事業所名	
---------	--

賃金改善内訳(職員別内訳)

No	職員名	職種 ※2	常勤・非常勤の別 ※3	常勤換算値 ※4	令和3年度		令和4年度			備考 ※7
					賃金改善見込額 ※5	賃金改善に伴い増加する法定福利費等の事業主負担分 ※6	賃金改善見込額 ※5		賃金改善に伴い増加する法定福利費等の事業主負担分 ※6	
							基本給及び決まって毎月支払う手当	その他		
1							0円			
2							0円			
3							0円			
4							0円			
5							0円			
6							0円			
7							0円			
8							0円			
9							0円			
10							0円			
11							0円			
12							0円			
13							0円			
14							0円			
15							0円			
16							0円			
17							0円			
18							0円			
19							0円			
20							0円			
21							0円			
22							0円			
23							0円			
24							0円			
25							0円			
26							0円			
27							0円			
28							0円			
29							0円			
30							0円			
総額					0円		0円	0円	0円	

【記入における留意事項】

- ※1 施設・事業所に現に勤務している職員全員(職種を問わず、非常勤を含む。)を記入すること。
- ※2 職員の職種(施設長、主任保育士、保育士、調理員、事務職員等)を記入すること。
- ※3 「常勤」とは、原則として施設で定めた勤務時間(所定労働時間)の全てを勤務する者、又は1日6時間以上かつ20日以上勤務している者をいい、「非常勤」とは常勤以外の者をいう。
- ※4 常勤換算値について、常勤の者については1.0とし、非常勤の者については、以下の算式によって得た値とする。
 [算式]
 常勤以外の職員の1か月の勤務時間数の合計÷各施設・事業所の就業規則等で定めた常勤職員の1か月の勤務時間数 = 常勤換算値
- ※5 賃金改善に伴い増加する法定福利費等の事業主負担分を除く。
- ※6 賃金改善に伴い増加する法定福利費等の事業主負担分については以下の算式により算定することを標準とする。
 [算式]
 令和2年度における法定福利費等の事業主負担分の総額÷令和2年度における賃金の総額×賃金改善額
- ※7 備考欄には、事業実施期間中の採用や退職がある場合にはその旨、また、賃金改善額が他の職員と比較して高額(低額、賃金改善を実施しない場合も含む)である場合にはその理由を記入すること。

施設・事業所名	
---------	--

同一事業者内における拠出見込額・受入見込額一覧表

番号	都道府県名	市町村名	施設・事業所名※	他事業所への拠出額	他事業所からの受入額
例1	〇〇県	〇〇市	〇〇保育所	200,000円	
合計				0円	0円

※ 同一事業者が運営する全ての施設・事業所(特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業所、特例保育を提供する施設)について記入すること。

藤沢市保育士・幼稚園教諭等処遇改善臨時特例事業補助金事業完了届

年 月 日

藤 沢 市 長

所 在 地

申請者 法人名(設置者が個人
の場合は施設名)

代 表 者 の 職 名
及 び 氏 名

年 月 日付で交付決定された標記補助金について、対象事業を完了したことから、藤沢市保育士・幼稚園教諭等処遇改善臨時特例事業補助金交付要綱第6条第2項の規定に基づき、次のとおり届け出ます。

1 対象事業名	令和 年度藤沢市保育士・幼稚園教諭等処遇改善臨時特例事業補助金		
2 施行場所	施設の名称		
	所在地		
3 補助金申請額	円		
	<クラス年齢別内訳>		
	区 分	補助基準額 × 令和3年度平均利用児童数 × 実施月数 = 補助金額	
	4歳以上児	賃金改善分	円 × 人 × 月 = 円
		国家公務員給与改定対応分	円 × 人 × 月 = 円
	3歳児	賃金改善分	円 × 人 × 月 = 円
		国家公務員給与改定対応分	円 × 人 × 月 = 円
	1、2歳児	賃金改善分	円 × 人 × 月 = 円
		国家公務員給与改定対応分	円 × 人 × 月 = 円
	乳児	賃金改善分	円 × 人 × 月 = 円
国家公務員給与改定対応分		円 × 人 × 月 = 円	
4 事業対象期間	年 月 日 ~ 年 月 日		
5 添付書類	<input type="checkbox"/> 保育士・幼稚園教諭等処遇改善臨時特例事業賃金改善実績報告書（別紙様式2） <input type="checkbox"/> 保育士・幼稚園教諭等処遇改善臨時特例事業賃金改善内訳（職員別内訳）（別紙様式2別添1） <input type="checkbox"/> 同一事業者における同一事業者における拠出実績額・受入実績額一覧表（別紙様式2別添2） <input type="checkbox"/> 賃金規程や賃金台帳等、改善前後の賃金水準が確認できる書類 <input type="checkbox"/>		

保育士・幼稚園教諭等処遇改善臨時特例事業賃金改善実績報告書

令和4年 月 日

市 町 村 名	
施設・事業所名	
施設・事業所類型	
施設・事業所番号	

1. 補助額

① 事業実施期間	令和4年 月 ~ 令和4年 月
令和3年度	
② 補助実績額(賃金改善部分)	
③ 同一事業者内における拠出実績額・受入実績額	
④ 調整後補助実績額(賃金改善部分)(②+③)	0円
令和4年度	
⑤ 補助実績額(賃金改善部分)	
⑥ 同一事業者内における拠出実績額・受入実績額	
⑦ 調整後補助実績額(賃金改善部分)(⑤+⑥)	0円
⑧ 補助実績額(国家公務員給与改定対応部分)	
⑨ 調整後補助実績額合計(賃金改善部分)(④+⑦)	0円
⑩ 補助実績額合計(②+⑤+⑧)	0円

※ ②・⑤・⑧欄については、補助基準額、年齢別平均利用児童数(見込)及び事業実施月数により算定された金額を記入すること。

※ ③・⑥欄については、同一設置者・事業者が運営する他の施設・事業所から本事業の補助額の一部を受け入れた場合には当該金額を正の値で、他の施設・事業所へ拠出した場合は当該金額を負の値で記入すること。

2. 賃金改善額

令和3年度	
① 賃金改善実績額	0円
② 賃金改善に伴い増加する法定福利費等の事業主負担分	0円
令和4年度	
③ 賃金改善実績額	0円
④ 基本給及び決まって毎月支払う手当	0円
⑤ 基本給及び決まって毎月支払う手当の割合	(0.0%)
⑥ 賃金改善に伴い増加する法定福利費等の事業主負担分	0円
⑦ 賃金改善額合計((①+②)+(③+⑥))	0円
⑧ 本事業による賃金改善に係る計画の具体的内容を職員に周知している	
⑨ 令和4年度の賃金に関する規程について、令和3年人事院勧告を受けた国家公務員給与の改定に伴う公定価格の引下げに関わらず、当該引下げに係る分を賃金水準に反映していないこと。	
⑩ 令和4年10月以降における本事業により講じた賃金改善の水準維持	

※ 賃金改善前後の賃金を定める規定等、必要な書類を添付すること。

上記の内容について、全ての職員に対し周知をした上で、提出していることを証明いたします。

令和4年 月 日

事業者名
代表者名

賃金改善内訳(職員別内訳)

No	職員名	職種 ※2	常勤・非常勤の別 ※3	常勤換算値 ※4	令和3年度		令和4年度			賃金改善月額 ※7								備考 ※8		
					賃金改善額 ※5	賃金改善に伴い増加する法定福利費等の事業主負担分 ※6	賃金改善額 ※5		賃金改善に伴い増加する法定福利費等の事業主負担分 ※6	令和3年度	令和4年度									
							基本給及び決まって毎月支払う手当	その他		平均	4月分	5月分	6月分	7月分	8月分	9月分	平均			
1							0円													
2							0円													
3							0円													
4							0円													
5							0円													
6							0円													
7							0円													
8							0円													
9							0円													
10							0円													
11							0円													
12							0円													
13							0円													
14							0円													
15							0円													
16							0円													
17							0円													
18							0円													
19							0円													
20							0円													
21							0円													
22							0円													
23							0円													
24							0円													
25							0円													
26							0円													
27							0円													
28							0円													
29							0円													
30							0円													
総額					0円		0円	0円	0円											

【記入における留意事項】

- ※1 施設・事業所に現に勤務している職員全員(職種を問わず、非常勤を含む。)を記入すること。
- ※2 職員の職種(施設長、主任保育士、保育士、調理員、事務職員等)を記入すること。
- ※3 「常勤」とは、原則として施設で定めた勤務時間(所定労働時間)の全てを勤務する者、又は1日6時間以上かつ20日以上勤務している者をいい、「非常勤」とは常勤以外の者をいう。
- ※4 常勤換算値について、常勤の者については1.0とし、非常勤の者については、以下の算式によって得た値を記入すること。
 [算式]
 常勤以外の職員の1か月の勤務時間数の合計÷各施設・事業所の就業規則等で定めた常勤職員の1か月の勤務時間数=常勤換算値
- ※5 賃金改善に伴い増加する法定福利費等の事業主負担分を除く。
- ※6 賃金改善に伴い増加する法定福利費等の事業主負担分については以下の算式により算定することを標準とする。
 [算式]
 令和2年度における法定福利費等の事業主負担分の総額÷令和2年度における賃金の総額×賃金改善額
- ※7 職員ごとの賃金改善月額について以下の算式によって得た金額を記入すること。
 [算式]
 当該月における賃金改善額÷常勤換算値=賃金改善月額
- ※8 備考欄には、事業実施期間中の採用や退職がある場合にはその旨、また、賃金改善額が他の職員と比較して高額(低額、賃金改善を実施しない場合も含む)である場合についてはその理由を記入すること。

藤沢市保育士・幼稚園教諭等処遇改善臨時特例事業補助金交付決定通知書

年 月 日

様

藤沢市長 印

年 月 日付けで提出のあった標記補助金の交付申請について、藤沢市保育士・幼稚園教諭等処遇改善臨時特例事業補助金交付要綱（以下「交付要綱」という。）第7条の規定に基づき審査した結果、次のとおり決定したので通知します。

1 決定区分	<input type="checkbox"/> 交付する <input type="checkbox"/> 交付しない		
2 対象事業名	令和 年度藤沢市保育士・幼稚園教諭等処遇改善臨時特例事業補助金		
3 施行場所	施設の名称		
	所在地		
4 補助金額
5 条件等			
6 指示事項	1 この事業の実施に当たっては、藤沢市補助金交付規則及び交付要綱の規定に基づき、必要な届出や対応を行うこと。 2 事業完了後、この事業に係る関係書類を備え、5年間保管すること。 3 その他、事業の遂行に当たっては市の指示に従うこと。		